

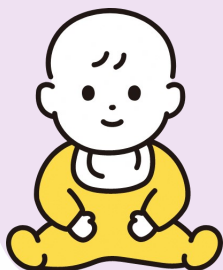
まも

けんり

守ろう こどもの権利

「子どもの権利条約」は、世界中で子どもたちが持っている権利を定めたもので、日本や多くの国が「子どもの権利条約」を守る約束をしています。条約に定められているこどもの権利は、大きく分けて次の4つです。

生きる権利



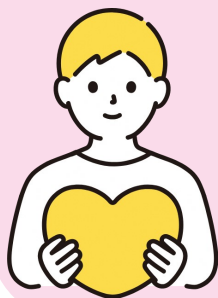
ごはんを食べたい、眠
たい、病気やけがをし
たら治療を受けられる
ことなど

育つ権利



遊んだり、勉強した
り、休んだりできる
ことなど

守られる権利



いじめや暴力で、心も
体も傷つかないように
守られていること

参加する権利



自由に意見を言った
り、話を聞いてもらえ
ることなど

これらの権利は、全ての子どもが持つ「こどもの権利」です。
もし、困ったことや心配なことがあれば、相談してください。

みさきちょうやくば えがおか
美咲町役場 こども笑顔課
☎ 0868-66-1618

✉ kodomoegao@town.okayama-misaki.lg.jp



こどもの笑顔は
みんなの幸せ
みさきタウン

きほんほう こども基本法を知っていますか？

わかもの みな ひとり たいせつ そんな みんな じぶん しあわ ぐ
こどもや若者の皆さんは、一人ひとりがとても大切な存在です。皆さんから自分らしく 幸せに暮ら
せるよう、みんなで支える社会(=「こどもまんなか社会」)を目指し、令和5年4月に施行されま
した。

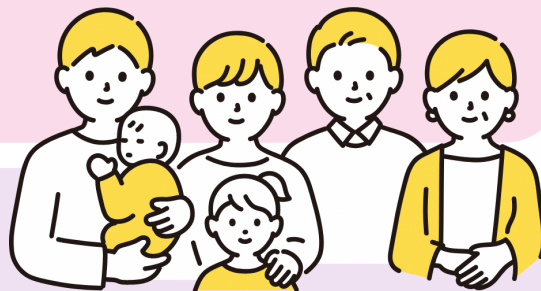
きほんほう もくてき こども基本法の目的は？

すべ しょうらい こうふく せいかつ おく しゃかい
全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会をつ
くるために、「こども施策」を推進すること。

しさく さんこう かんが かた 「こども施策」の参考になっている考え方は？

じどう けんり かん じょうやく げんぞく
「児童の権利に関する条約」の4つの原則です

- い けんり さいぜん りえき
①生きる権利 ②こどもの最善の利益を考えること
いけん さんちょう さべつ きんし
③こどもの意見の尊重 ④差別の禁止



いけん つた 意見をどうやって伝えるの？

えがおか でんわ おし
こども笑顔課までお電話またはメールで教えてください。

いけん こま そうだん かま
意見だけではなく、あなたが困っていることや相談したいことでも構いません。

みさきちょうやくば えがおか
美咲町役場 こども笑顔課
☎ 0868-66-1618

✉ kodomoegao@town.okayama-misaki.lg.jp



こどもの笑顔は
みんなの幸せ
みさきタウン